

江戸川区第二次環境行動計画

～地球温暖化の防止及び環境負荷の低減に向けて～

平成17年度～平成19年度
(2005年度～2007年度)

江戸川区
平成17年3月

はじめに	1
I 計画の性格・目的	3
II 計画の期間	3
III 計画の範囲	4
IV 計画の取組内容	4
V 計画の目標	5
1. 目標設定の基本的考え方	5
2. 温室効果ガスの総排出量の削減目標	5
3. 環境に配慮した取組み項目	8
VI 計画の推進と点検・評価	10
1. 推進体制	10
2. 点検・評価の手順	13
3. 公表	14
4. 改定に向けての見直し	14
5. 職員に対する情報提供、研修等	14
VII 区民・事業者への周知・啓発	15
別表 1 対象とする組織及び施設	16
別表 2-1 小規模な投資による省エネルギーチェック項目	17
別表 2-2 リニューアルによるエネルギーチェック項目	18
別表 3-1 管理運用チェック項目(推進リーダー等用)	19
別表 3-2 管理運用チェック項目(施設管理者用)	20

はじめに

自動車の利用やパソコンの普及等、快適性や利便性を求めて、私たちは豊かな生活を手に入れてきました。そして、それは大量生産、大量消費の生活スタイルでもあります。しかし、その一方で、それらの利用に伴う環境への配慮は、必ずしも十分ではなく、複雑で深刻な環境問題に直面しています。

その一つが地球温暖化問題です。

大気中の二酸化炭素が増加すると温暖化が進み2100年には地球の平均気温が1.4～5.6℃上昇するといわれています。そのことによって、地球規模で「海面上昇により砂浜が減少する」、「農作物の適正生育地が減少する」、「マラリアなどの病気が日本でも発生する」、「水収支のバランスがくずれ、洪水が増えたり、逆に水不足になる」などさまざまな悪い影響が予測されています。

現在、すでに南極半島の棚氷の崩壊、異常気象の頻発、動物や植物の減少などの現象が起こっています。

区は、事務事業を執行するなかで、電気やガス・ガソリン等の化石燃料、すなわちエネルギーや資源を多く消費しています。その結果として、二酸化炭素を直接的・間接的に大気中に排出してきました。この弊害を解消するために、これまでも身近なことから始めていくという地道な努力を積み重ねてきました。そして、平成12年度に「江戸川区環境行動計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制と環境負荷の低減に取り組んできました。

地球温暖化を防止する世界的な取組みもすでに始まっています。

その鍵を握るのは、先進国における温室効果ガスの削減を定めた京都議定書の発効です。京都議定書は平成17年2月に発効し、条約^{※1)}上、日本における温室効果ガスの排出量の6%の削減^{※2)}が国際公約となりました。

国内では、地球温暖化対策の推進に関する法律が完全施行され、地方公共団体は政府が定める「京都議定書目標達成計画」に即して、温室効果ガス排出抑制に関する実行計画を策定することとされました。

本計画は、平成16年度で江戸川区環境行動計画が終了するにあたり、こうした社会的背景とこれまでの取り組みの実績を踏まえ、新たに「江戸川区第二次環境行動計画」として策定しました。

新しい計画では、区職員一人ひとりが取り組むべき内容を具体的な指針として明らかにするとともに、エネルギー使用量等の状況の進行管理を容易にできるようにしました。

今後も、一事業所として江戸川区が執行する事務事業における温室効果ガスの排出抑制と環境負荷の低減への取り組みをより一層推進していきます。

また、京都議定書の国際公約である温室効果ガス削減の目標達成実現に向け、区民の方々の先頭に立って最大限の努力をし、「環境の江戸川区」を目指していきます。

※1) 気候変動に関する国際連合枠組条約

※2) 1990年比で2008～2012年までの平均値として削減

I 計画の性格・目的

この計画は、一事業所としての区が、地球温暖化防止や環境への配慮を自ら率先して行動するための計画（以下「行動計画」という。）です。

そして、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という）第21条により区に策定が義務づけられている「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」（以下「実行計画」という。）の内容も含むものです。

区の事務事業の実施にあたっては、次の視点から計画の達成を図っていきます。

- ◆ **温室効果ガスの排出抑制に努めることで、地球温暖化防止を図っていきます。**

本計画は、区の「実行計画」として、温室効果ガスの排出抑制のために、総排出量の目標を定め、様々な取組を行い、計画の点検、公表を通じた進捗状況を把握すること等で、地球温暖化防止対策を推進していきます。

- ◆ **環境に配慮した取組を区自ら率先して行動していきます。**

環境問題が潜在的、長期的になっている現在、区は区内最大の事業者として、自らの活動を環境保全の観点から見直し、環境負荷低減のため、環境に配慮した取組を推進していきます。併せて、区民・事業者の環境に配慮した自主的な取組が展開されるよう努めます。

II 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度（2005年度）を初年度とし平成19年度（2007年度）までの3年間の計画とします。

なお、実施にあたっては、温室効果ガスの総排出量の目標値を設定し、電気・ガス等の使用量等について、削減目標等を定めていきます。

Ⅲ 計画の範囲

本計画は、原則として区の全ての組織（財団法人江戸川区環境促進事業団、社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会、社団法人シルバー人材センター江戸川区高齢者事業団等を含む）に適用し、全庁的に推進します。

具体的には、別表－1 に掲げる組織及び施設における事務事業を対象とします。

また、民間事業者への委託等により実施するため本計画の対象とならない事業であっても、環境に配慮した取組が可能なものについては、受託事業者等に対して、必要な措置を講ずるよう区が要請していきます。

Ⅳ 計画の取組内容

本区においては、次に示すような基本的考え方にに基づき、京都議定書目標達成計画に即して、温室効果ガスの排出抑制や環境に配慮した取組を推進していきます。

- ①社会経済活動から生じる温室効果ガスは、電気やガスの使用等、間接的・直接的に化石燃料の燃焼に伴い排出される二酸化炭素の影響がもつとも大きいとされています。

すなわち、二酸化炭素の排出はエネルギー消費と密接な関係があります。エネルギー消費量を削減することは、二酸化炭素の排出抑制に重要な役割を果たすため、数値目標を設定して取り組んでいきます。

- ②その他の環境に配慮した取組についても、区が一体となって取り組めるよう、グリーン購入、低公害車導入、リサイクル推進については指針を整備するとともに、取組項目について、実際の行動がわかりやすいよう、具体的項目を示すこととします。

V 計画の目標

1 目標設定の基本的考え方

区民施設はサービスの向上を図りつつ、温室効果ガスの排出抑制に努めることとします。

また、大規模施設は省エネルギー診断を実施し、数年で回収できる設備投資により、省エネルギーを図り排出量を削減することとします。

数値目標を設定できない項目については、指針などにより日常的な行動を点検することにより排出量を削減することとします。

数値目標のある項目は、日常的に点検評価できる体制を整備し、排出量の削減の進行管理を容易にすることとします。

2 温室効果ガスの総排出量の削減

①数値目標

本区では、計画年度内に新しい施設等（以下、新規施設という）の建設が予定されており、おおよそ22,000,000MJ/年のエネルギー消費量の増加が見込まれます。

そこで、既存施設で電気・ガス・ガソリン等の効率的な使用や積極的な省エネルギーを進めることにより、本区施設全体の温室効果ガスの排出量を増加させないこととします。

なお、各年度に大きな変動があるために第1期の計画期間内の平成12年度から平成16年度までの平均値を算出し、目標値を設定します。

表－1 温室効果ガスの排出量の平均値

温室効果ガスの総排出量	38,082トン（二酸化炭素換算）
-------------	-------------------

②既存施設における温室効果ガスの削減

電気・ガス・ガソリン等の効率的な使用や積極的な省エネルギーを進め、新規施設で増加する温室効果ガスの排出量分を削減します。

③新規施設での対策

設計段階から省エネルギー・省資源に配慮するとともに、効率的な運用を行い、温室効果ガス排出抑制を図ります。

④江戸川区全体

以上から、区として、平成19年度における温室効果ガスの総排出量を38,000トン（二酸化炭素換算後）以下とします。

表－2 温室効果ガスの排出量の目標値※1

温室効果ガスの総排出量	38,000トン（二酸化炭素換算）
-------------	-------------------

(1)数値目標値の設定の考え方

各年度の使用量等に大きな変動があるために温室効果ガスの総排出量と同様に第1期の計画期間内の平成12年度から平成16年度までの平均値を算出し、目標値を設定します。

ただし、庁用車燃料使用量と廃棄物発生量の目標値については、16年度の推計値から設定します。

なお、各項目とも平成19年度において目標値以下とするものとします。

表－3 電気・都市ガス等の目標値

	平成12～16年度 平均値	平成19年度 目標値
電気使用量 kWh	73,000,017	73,000,000
都市ガス使用量 m ³	4,419,558	4,400,000
庁用車燃料使用量（ガソリン、軽油、LPG）ℓ ※1	463,850	433,000
上水道水使用量 m ³	1,774,834	1,770,000
コピー用紙購入量（本庁舎:A4換算）枚 ※2	22,950,250	23,000,000
廃棄物排出量（本庁舎）トン ※3	104	77

※1 発熱量からガソリンに換算した数値です。

※2 本庁舎以外は数値目標を設定しませんが、各実行最小単位でコピー用紙の購入量等の把握を行い、使用量の抑制を推進します。

※3 本庁舎以外は数値目標を設定しませんが、各実行最小単位で数量の把握を行い、廃棄物の減量とリサイクルを推進します。

※4 使用量等の捕捉は常時行います。

(2) 省エネルギーの推進（温室効果ガスの算定に必要な項目）

温室効果ガスの総排出量を目標値以下とするために、電気使用量、都市ガス使用量、自動車燃料使用量について削減します。

①電気使用量

既存施設で、省エネルギーや効率的な運用を進めることによって、新規施設増加分を削減し、平成19年度末で73,000,000kWh以下とします。

②都市ガス使用量

既存施設で、省エネルギー・効率的な運用を進めることによって、新規施設増加分を削減し、平成19年度末で4,400,000m³以下とします。

③庁用車燃料使用量

軽油とLPG使用量を発熱量からガソリンに換算した量で評価し、平成19年度末で庁用車燃料使用量を433,000リットル（ガソリン換算後）以下とします。

(3) 省資源の推進（間接的な温室効果ガスの削減）

①上水道使用量

既存施設で、効率的な使用を進めることによって、新規施設増加分を削減し、平成19年度末で1,770,000m³以下とします。

②コピー用紙購入量

文書管理システムの適切な運用等により、本庁舎における平成19年度末でコピー用紙購入量（A4換算）を23,000,000枚以下とします。

なお、本庁舎以外は数値目標を設定しませんが、コピー用紙の購入量等の把握を行い、使用量の抑制を推進します。

③廃棄物発生量

廃棄物の分別を進め、本庁舎における平成19年度末で廃棄物発生量を77トン以下とします。

なお、本庁舎以外は数値目標を設定しませんが、数量の把握を常に行い、廃棄物の減量とリサイクルの推進を行います。

3 環境に配慮した取組み項目

①グリーン購入の推進

グリーン購入指針や国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づき、物品購入にあたっては環境への負荷の少ないものを選択します。

②低公害車の導入

庁用車への低公害車導入を進めるため、庁用車の買い替えやリースにあたっては「庁用車の環境に配慮した車両導入指針」に基づき、国土交通省指定低排出ガス車又は八都縣市指定低公害車を選択します。

平成19年度までに、区が保有する対象自動車の超低公害車に換算した導入率を50%以上とします。

③建築物の建築や改修・設備の更新及び管理などに関する取組み

大規模施設は省エネルギー診断を実施し、区民施設はサービスの向上を図りつつ、数年で回収できる設備投資により、省エネルギーを図り排出量を削減します。

建物を新築や改修する場合において、省エネルギー・省資源を考慮します。

エネルギー使用量の多い建物の改修にあたっては、必要に応じて省エネルギー診断を実施し、区民施設はサービスの向上を図りつつ、数年で回収できる設備投資により、省エネルギーを図り温室効果ガスの排出量を削減します。

また、計画や設計の段階からエネルギー消費をできる限り抑制できるように配慮することを基本とします。

改修等は、別表-2に定めるチェック項目に従って省エネルギー・省資源を考慮して実施します。具体的には建物の断熱性と機密性を向上させるほか、電力消費の少ない機器の採用、照明器具の高効率化、熱効率のよい空調設備の採用、節水こまの導入等を行います。

日常的管理面では別表-3に定める管理運用チェック項目に従い、効率的に運用します。具体的には、空調設定温度の適正化、外気取り入れ量の適正化、照明の残業時の必要個所のみ点灯等を行います。

また、次の事項にも配慮します。

- ・建築物の建設時等に排出される廃棄物については、可能な限り減量化に

努めるとともに、建設残土等の建設副産物についても可能な限り有効利用に努めます。

- ・太陽光等自然エネルギーの活用や雨水利用設備の整備等、維持経費等も勘案しながら、可能な限り、資源・エネルギーに配慮した設備や素材の選択を行っていきます。

④緑化の推進

区施設周辺の緑化やベランダ・テラスでの緑化等、敷地や建物内の緑化に努めます。

公園等の新設や改修等により、可能な限り地域での潤いづくりに努めます。

公園や沿道等での緑の維持管理にあたっては、農薬の適正な使用や落ち葉の堆肥化等、環境に配慮した取組に努めます。

⑤有害化学物質、特定フロン等の排出抑制

事務用品等、焼却時にダイオキシン類が発生しやすい製品は購入・使用しないよう努めます。

建物の害虫駆除等では、薬品の適性使用や環境ホルモンを排出しない製品の使用に努めます。

P C B 含有機器の適正な管理を行っていきます。

冷蔵・空調設備等の機器廃棄時はフロンを回収し、適切に処理するよう業者に指示するなど、フロンの管理・回収の徹底を図っていきます。

⑥周知・啓発

計画の確実な実施と事務事業を進めていくなかで区民・事業者へ趣旨啓発ができるよう、職員の意識改革のための情報提供や研修の機会の提供に努めます。

本計画が区民・事業者が環境に配慮した行動をとる際の足がかりとなるよう、事務事業を進めていくなかで機会を捉えて趣旨啓発を行っていきます。

VI 計画の推進と点検・評価

1 推進体制

本計画を確実に実施・推進していくためには、まず、各職場で自主的に、計画に掲げる具体的な取組項目（行動項目）に対して、行動を起こしていくとともに、全庁的な推進体制の整備が必要です。

以下の体制を整備することにより、目標の達成を図っていきます。

(1) 環境管理本部

① 本部長（区長）

区長は環境管理本部長として、本計画の策定及び改定を決定するとともに、推進状況、点検・評価についての報告を受け、必要に応じて環境管理責任者へ指示を行います。

② 副本部長（副区長、教育長）

環境管理本部長を補佐します。

③ 環境管理責任者（環境部長）

本部員と連携を図り、実施状況の把握等、本計画の進行管理を行い、本部及び庁議へ報告します。

④ 本部員（各部長等）

実行部門長として部門内の実施状況を適宜本部へ報告します。

なお、本部事務局は、環境部環境推進課に置きます。

(2) 実行部門

実行部門は、部長等を長として（以下「実行部門長」という）、本計画に基づき具体的な行動を行うための体制を整備します。

まず、本計画の実行最小単位は、原則として、別表－1に掲げる組織及び施設（以下「実行最小単位」という）とします。

① 環境管理リーダー（各課長）

実行最小単位の推進体制の責任者として、取組項目実施の中心となる推進リーダー（以下「推進リーダー」という）を決定するとともに、実行最小単位内の実施状況を常に把握し、適宜状況を実行部門長へ報告します。

② 推進リーダー（実行最小単位内で決定された係長級職員）

日常の取組の推進・啓発を行うとともに、点検・評価の際には中心になって取り組んでいきます。

また、設置する推進リーダーは、「推進リーダー」と「推進サブリーダー」とします。

なお、実行最小単位の事務事業あるいは人員規模等の実態に合わせて、複数の実行最小単位で同一の推進リーダーを設置することや推進サブリーダーを設置しないことも可能とします。

③各所属の目標設定について

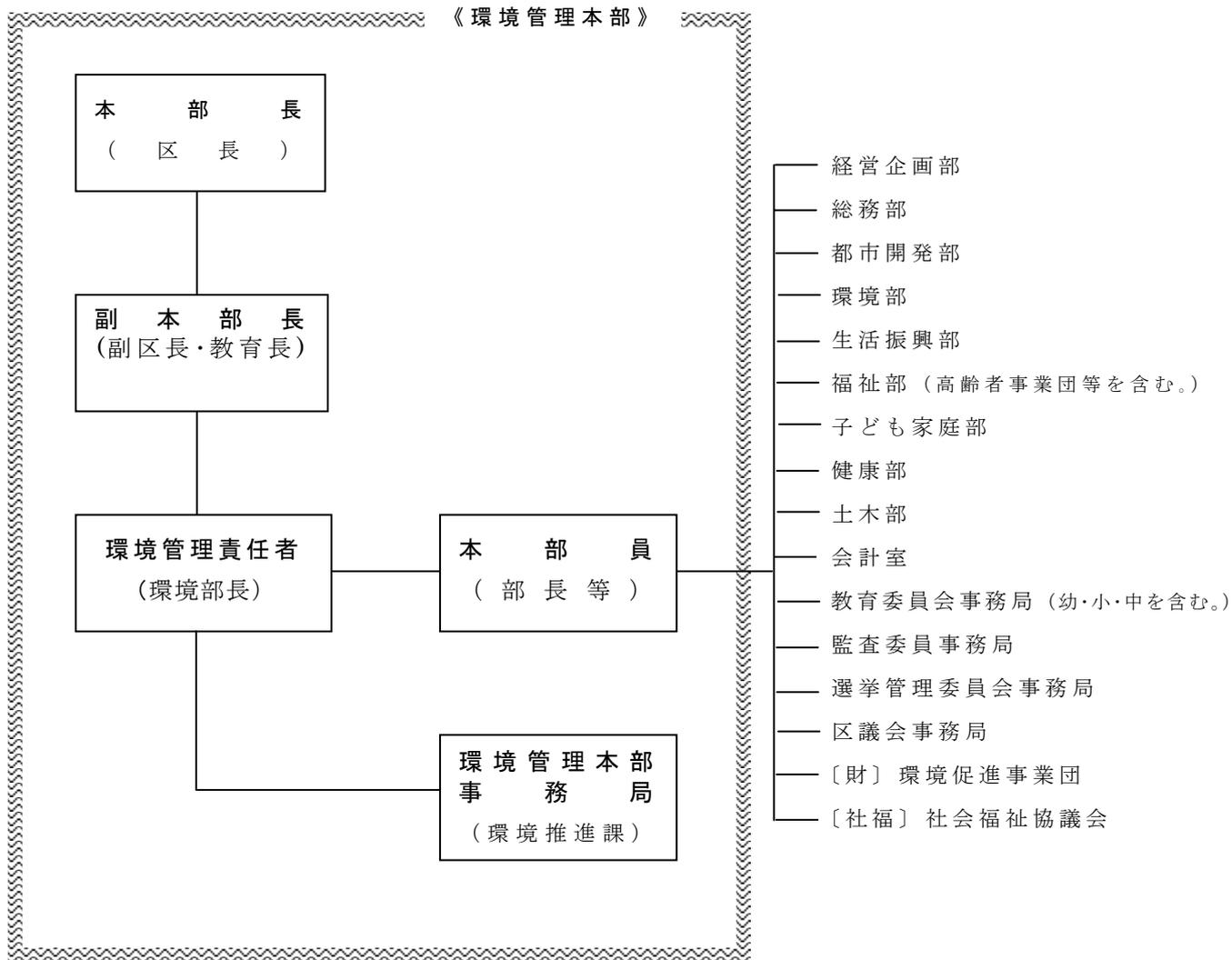
実行最小単位は、より効果的に環境行動が取れるよう、本計画書の趣旨を踏まえた上で、それぞれの事務事業の実態に合わせて、各所属独自に電気や都市ガス等の数値目標や具体的な取組項目を設定し、取り組んでいくものとなります。

なお、その際は必要に応じて環境管理本部事務局と協議していくものとなります。

④関係課等との連携

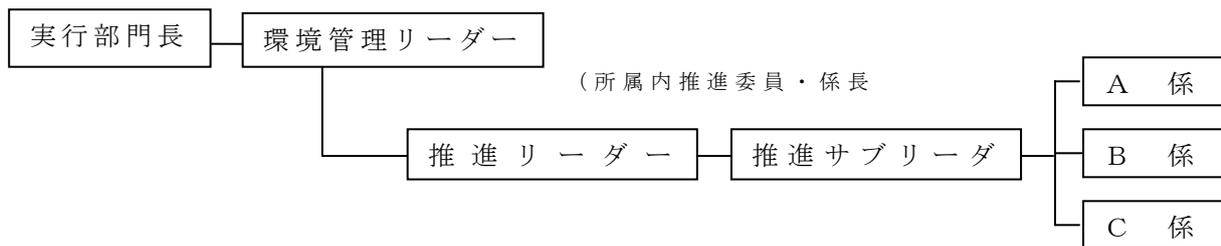
より円滑な推進を図るため、庁舎管理、物品購入等に関係する課等との連携を図っていきます。

図－1 取組の体制



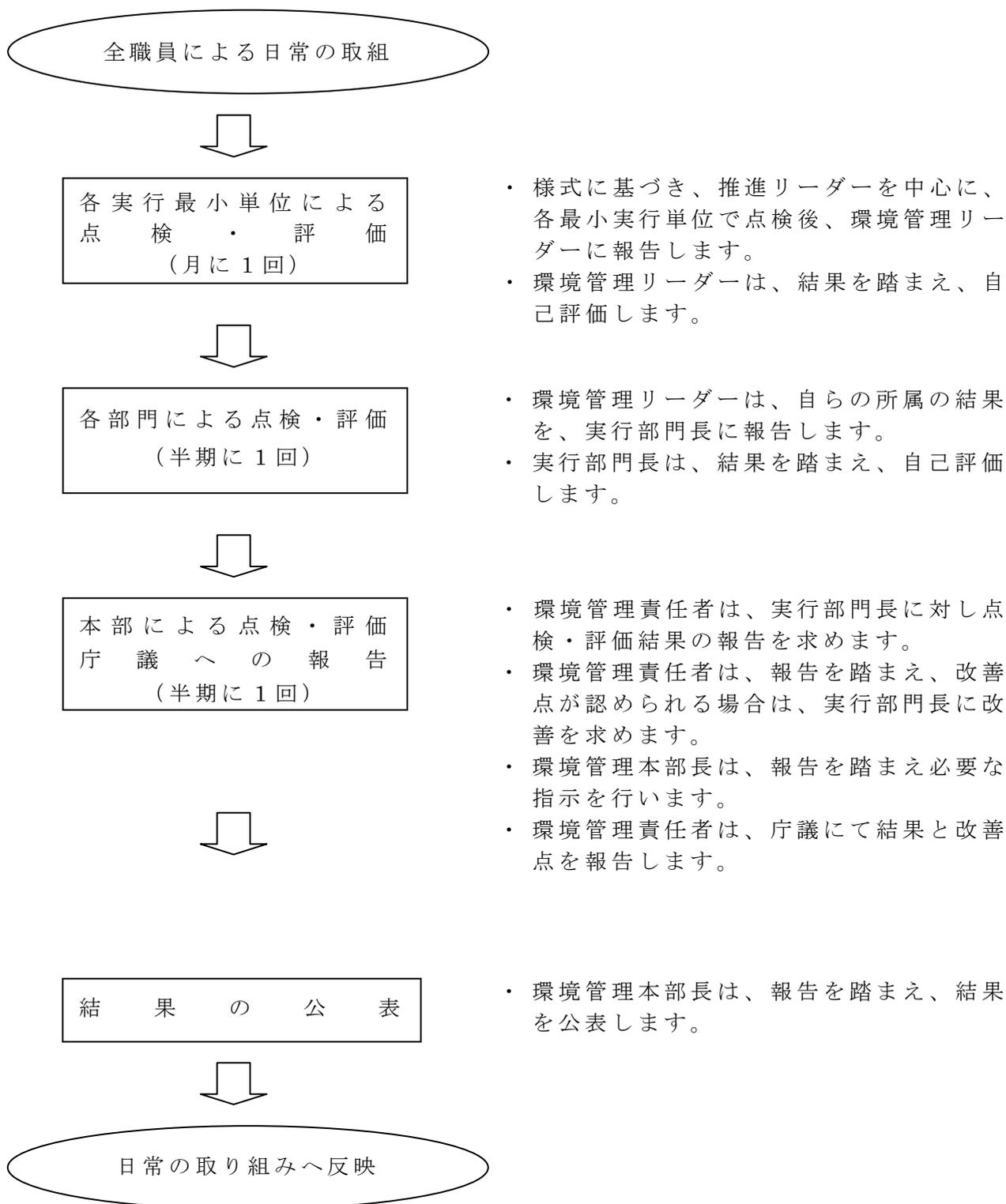
図－2 実行部門内の体制の一例

(部長等) (課長等)



2 点検・評価の手順

本計画を実効性あるものとし、より効果的に推進するため、進捗状況を定期的に点検・評価していきます。



3 公表

本計画及び実施状況を公表していくことにより、職員及び区民・事業者への取組の促進を図ります。

(1) 公表の時期と方法

本計画の策定後、及び本計画の改定があった場合には改定後、速やかに公表します。

本計画に基づく実施状況は、年1回公表します。

公表は、広報やホームページへの掲載等により行います。

(2) 公表内容

- ・ 本計画の内容
- ・ 地球温暖化対策推進法第21条に基づく、温室効果ガスの総排出量に関する数量的目標の達成状況及び具体的な取組の状況
- ・ 環境に配慮した取組の状況

4 改定に向けての見直し

本計画は実施状況を点検・評価しながら推進していきませんが、必要に応じて、目標や取組項目等の見直しを行います。

見直しは環境管理本部で行い、環境管理本部長の決定を受けたのちに実施します。

5 職員に対する情報提供、研修等

本計画の目標達成は、職員一人ひとりの取組姿勢にかかっています。

よって、環境の現状や本計画の内容等に関し、必要な情報の提供や研修等、職員意識を向上させるための取組を実施していきます。

(1) 情報提供

全職員の意識啓発を促進するため、全庁LANを活用し、適宜、本計画の概要や取組結果等を掲載します。

(2) 研修・講演会等の開催

環境問題への認識や取組への理解を深めるため、研修・講演会等を実施していきます。

(3) 職員の取組意識の向上と意見収集

点検・評価の中で職員の取組意識の向上を図っていくとともに、職員の意見収集に努めます。

Ⅶ 区民・事業者への周知・啓発

本計画書は、一事業所としての区の環境行動計画ですが、区民・事業者が環境に配慮した行動を自主的に取り組めるよう、本計画の公表や各部門の事務事業の執行を通じて、周知・啓発を図っていきます。

別表-1

対象とする組織及び施設

実行部門名	実行最小単位	
経営企画部	企画課、財政課、情報政策課、広報課、文化課	ボランティアセンター、江戸川総合人生大学推進室、タワーホール船堀等指定管理者施設 ※ 塩沢荘、穂高荘は除く
総務部	総務課、秘書課、職員課、用地経理課、課税課、納税課、危機管理室	
都市開発部	都市計画課、住宅課、地域整備第一課、地域整備第二課、建築指導課、施設課、まちづくり調整担当課	
環境部	環境推進課、清掃計画課、清掃事業課	各清掃事務所、えどがわエコセンター
生活振興部	地域振興課、区民課、産業振興課(農業委員会事務局を含む。)	各事務所、消費者センター、コミュニティ会館等
福祉部	福祉推進課、介護保険課、すこやか熟年課、障害者福祉課、生活援護第一課	ほのぼの作業所、障害者就労援助センター、生活援護第二課、希望の家、虹の家、みんなの家、えがおの家、福祉作業所、障害者支援ハウス、(社)シルバー人材センター
子ども家庭部	子育て支援課、保育課、児童女性課	子ども家庭支援センター、各保育園、各共育プラザ、女性センター、そよ風松島荘
健康部	健康推進課、国民健康保険課	健康サービス課、各サポートセンター、保健予防課、生活衛生課
土木部	庶務課、計画課、災害対策課、街路橋梁課、区画整理第課、沿川まちづくり課、駐車駐輪課、保全課	
会計室	会計室	
教育委員会事務局	庶務課、学務課、生涯学習課、スポーツ振興課、指導室	中央図書館、各図書館、教育研究所、各小学校、各中学校、各幼稚園 ※日光林間学校は除く
監査委員事務局	事務局	
選挙管理委員会事務局	事務局	
区議会事務局	事務局	
〔財〕環境促進事業団	庶務課、みどりの計画課、施設第一課、整備課	施設第二課、施設第三課、自然動物園、篠崎ポニーランド、なぎさポニーランド
〔社福〕社会福祉協議会	事務局	くつろぎの家、くすのきカルチャーセンター

(平成19年4月1日現在)

別表2-1 小規模な投資による省エネルギーチェック項目

効果：◎大きい、○普通

管理項目	省エネルギー対策	チェック欄	効果	備考
一般管	定期的に熱源機器のCOP(成績係数)を計測する。		○	メンテナンス
	定期的なメンテナンスにおいて性能が復旧しない場合は機器の交換を検討する。		◎	
空調換気設備・熱源設備	外気に面する場所にエアカーテンを設置する。		◎	
	熱交換器は定期的に分解等による洗浄をする。		◎	メンテナンス
	空冷式ヒートポンプエアコンの室外機の熱交換部を定期的に洗浄する。		◎	メンテナンス
	盛夏期に空冷式ヒートポンプエアコンの室外機に散水する。		◎	
	冷却塔のショートサーキットを防止する。		◎	
	冷却塔の充填材を定期的に洗浄する。		◎	メンテナンス
	ポンプの流量が大きい場合は簡易型のインバータの設置により流量調整をする。		◎	
	ポンプの流量が大きい場合は羽根車のカットにより流量調整をする。		◎	
	空調機および送排風機の風量が過大な場合は簡易型のインバータの設置により風量調整をする。		◎	
	ダクト系でダンパ調整を行っている風量過剰系統は送風機のブリーダウンを行う。		◎	
	空調機および送排風機に省エネベルトを装着する。		◎	
	厨房内排気を系統分離した局所式とする。		◎	
	厨房フードはできるだけ下げる。		○	
	喫煙ゾーンの設置による集中煙草排気をする。		○	
便所等の換気に使用時自動運転方式を導入する。		○		
駐車場換気にCO2モニター自動制御を導入する。		◎		
蒸気バルブの保温を行う。		◎		
給排水・衛生設備	給湯温度を低く設定する(57℃～60℃)。		◎	
	減圧弁の設置により給水圧力を必要な圧力に調整する。		◎	
	節水コマや節水器具の採用する。		◎	
	手洗器・洗面器に自動水栓を設置する。		◎	
	女子トイレに擬音装置を設置する。		◎	
	冷却水の補給水へ雑用水を使用する。		○	
	冷却水補給水の下水道料金の減免を受ける。		○	
冷却水のブロー水を洗浄や雑用水に利用する。		○		
照明・電気設備	白熱灯を蛍光灯に更新する。		◎	
	高効率な蛍光管を採用する。		◎	
	照明器具に個別スイッチ取り付ける。		◎	
	照明配線回路の細分化する。		◎	
	タイマーによる自動点滅制御装置を導入する。		◎	
デマンド制御システムを導入する。		◎		
建築関連	ブラインドやカーテンを取り付ける。		◎	
	窓ガラスに熱反射フィルムを貼付する。		◎	
	鋼板屋根に熱反射塗料を塗る。		◎	

出展：省エネルギー診断技術ハンドブック ビル編平成16年版（財団法人省エネルギーセンター）を参考に作成
備考：チェック欄の評価は実施した場合は「○」、該当しない場合は「-」とする。

別表2-2 リニューアルによる省エネルギーチェック項目

効果：◎大きい、○普通

管理項目	省エネルギー対策	チェック欄	効果	備考
空調換気設備・熱源設備	熱源システムを改修する。		◎	
	高効率熱源機器へリプレースする。		◎	
	熱源装置運転制御方式を改修する。		◎	
	熱回収ヒートポンプを導入する。		◎	
	蓄熱システムを導入する。		◎	
	蓄熱システムの制御方式を改修する。		◎	
	エネルギー源やヒートソース・ヒートシンクを変更する。		◎	
	空調ゾーニングを見直し系統を細分化する。		◎	
	変流量・変風量方式へ改修(VAV、VWV等)する。		◎	
	再熱方式からVAV方式へ変更する。		◎	
	外気冷房方式および外気取り入れ制御システムを導入する。		◎	
	二酸化炭素モニターによる外気取り入れ制御を導入する。		◎	
	ウォーミングアップ制御を導入する。		◎	
	全熱交換器を設置する。		◎	
	大温度差方式による流量を低減する。		◎	
	冷温水制御を二方弁としポンプの台数制御を行う。		◎	
	全空気方式から水一空気方式へ変更する。		◎	
	配管・ダクトの断熱を強化する。		◎	
	配管・ダクトの改修(更新・洗浄・清掃)をする。		◎	
排気、排水(ボイラー、排ガス・給湯、排水・蒸気ドレン等)から熱回収する。		◎		
空調還気を換気(便所給気等)へ利用する。		◎		
衛生設備・給排水	中水設備を導入する。		◎	
	雨水利用設備を導入する。		◎	
	給湯システムをセントラル方式から局所方式に更新する。		◎	
	給湯系の断熱を強化する。		◎	
照明・電気	高効率照明器具へ交換する。		◎	
	反射ルーバーを設置する。		◎	
	照明配置および採光に関する改善を行う。		◎	
	力率改善制御システムを導入する。		◎	
建築関連	断熱サッシへ取り替えを行う。		◎	
	窓ガラスを吸熱あるいは反射仕様に交換する。		◎	
	二重サッシあるいはペアガラスを導入する。		◎	
	外壁部熱遮断を強化する。		◎	
	外壁の外側に断熱パネルを取り付ける		◎	
	屋根や床を断熱仕様に改造する。		◎	
	屋根や外壁を明色に変えて反射率向上させる。		◎	
	ルーバーや庇を設置する。		◎	
	屋上緑化をする。		◎	
	屋根散水や貯水設備を設置する。		◎	
	植栽による日射軽減をする。		◎	
	室内の内装を明色化する。		◎	
玄関に風除室等を設置する。風除室のドア間距離の適正化および自動扉の開閉時間を調整する。		◎		
新エネルギー	自然エネルギーを利用する。		◎	
	ソーラーシステムを導入する。		◎	
	コージェネレーションシステムを導入する。		◎	

出展：省エネルギー診断技術ハンドブック ビル編平成16年版（財団法人省エネルギーセンター）を参考に作成

備考：チェック欄の評価は実施した場合は「○」、該当しない場合は「-」とする。

別表3-1 管理運用チェック項目（推進リーダー、推進サブリーダー用）

効果：◎大きい、○普通

管理項目	省エネルギー対策	チェック欄	効果	備考
一般管理	省エネ推進組織を整備する。		◎	
	省エネ意識の高揚化のためのPRを行う。		◎	ポスター等
	残業時間の空調制限をする。		◎	
	空気の循環を妨げないように、吹出口等の近くの機器や展示物を取り除く。		○	
	清掃などのメンテナンス作業はできるだけ日中に行ない、また空調は行わない。		○	
	節水について協力を求める。		○	ポスター等
空気調和設備（熱源設備・喚起設備を含む）	室内の温度設定値を省エネモードとする（夏：28℃、冬：20℃）。		◎	ポスター等
	廊下、ホール等の通過スペースは、居室より夏は高く、冬は低く設定する。		◎	
	夏期は70%を超えた時のみ除湿し、冬期は40%未満の時のみ加湿する。		◎	
	業務時間外等の温湿度条件を緩和する。		○	
	中間期・冬期には窓を開け、外気冷房を行う。（中間期・冬季に冷房需要がある場合）		◎	ポスター等
	ホール、ロビー等の加湿は行わない。		○	
給排水・衛生設備	非空調室の空調を停止する。		◎	
	恒温を必要としない場合は、除湿目的の再熱はやめる（再熱ヒーターの停止）。		◎	
	冬期以外の給湯を停止する。		◎	ポスター等
	給湯時間と範囲を縮小、制限する		◎	
	給湯使用量の少ない時間帯は、強制循環ポンプの運転を停止する。		◎	
照明・電気設備	用途に応じて給湯温度を下げる。		◎	
	手洗器・フラッシュバブルの水量を調整する。		◎	
	昼休み等は照明を消灯する。		◎	ポスター等
	非使用室の照明を消灯する。		◎	ポスター等
	机の配置、作業スペースの見直しにより、既設の照明を最大限利用する。		○	
	高い照度を必要とする業務は窓際近くにし、窓際の照明を消す。		◎	
	日射が視線に対し側方から差し込むような作業配置にする。		○	
	非使用時や日射の多い時は、照明を消すように呼びかける。		◎	ポスター等
	始業前点灯時間を短縮・制限する。		◎	ポスター等
	照度基準を定め、過剰な照明を間引く。		◎	
	早期清掃等は作業階毎に点灯する。		○	
	自販機の照明を消す。		○	
自販機の夜間の稼働を停止する。		◎		
離席時にはOA機器のスイッチを切る。		◎	ポスター等	
建築関連	階段室は常時閉鎖する。		○	
	屋外や空調をしていない場所へ通じるドアは、「開放禁止」の表示を貼り閉鎖する。		◎	
	建物の東面の窓は業務終了時にブラインドを閉め、翌朝の日射負荷を防止する。		○	

出展：省エネルギー診断技術ハンドブック ビル編平成16年版（財団法人省エネルギーセンター）を参考に作成

備考：チェック欄の評価は実施した場合は「○」、該当しない場合は「-」とする。

別表 3-2 管理運用チェック項目（施設管理担当者用） 効果：◎大きい、○普通

管理項目	省エネルギー対策	チェック欄	効果	備考
一般管理	エネルギーの使用を把握する(種別・消費先別)。		○	省エネ法関連
	管理項目のチェックと見直しを行う。		○	省エネ法関連
	必要により計量器、測定器を増設して、エネルギーの消費状況、室内環境状態等を把握する。		○	省エネ法関連
	定期的にセンサー類の精度チェックを行う。		○	省エネ法関連
空調換気設備・熱源設備	購入エネルギーの適切な契約種別を検討する。		○	
	ボイラや燃焼機器の燃焼空気比を管理する。		◎	省エネ法関連
	ボイラの排ガスの定期的分析や排ガス温度の管理を行う。		○	ばい煙測定
	ボイラや燃焼機器の伝熱面の清掃、スケール除去を行う。		◎	メンテナンス
	季節的に冷凍機の冷水出口設定温度を変更する。		◎	
	冷凍機のコンデンサ、エバポレータを清掃する。		◎	メンテナンス
	外気温度により冷凍機の冷水出口設定温度を変更する。		◎	
	蓄熱槽の運転制御を適性にする。		◎	
	負荷の予測運転による蓄熱運転を行う。		◎	
	冷却水の出口温度設定値を適性にする。		◎	
	冷却塔ファンの停止制御と冷却水バイパス制御は冷凍機が許容する冷却水温度まで下げるようにする。		◎	
	流量調整により2次側系統の往還の温度差を確保する。		◎	
	曜日、季節によって起動、停止時刻のスケジュールを調整する。		◎	
	冷暖房終了1時間前に熱源装置を停止、搬送装置のみの運転とする。		◎	
	ファンコイルユニット、空調機の冷温水温度は負荷に追従して調節し、過冷、過熱を防止する。		◎	
	分岐ダンパー等を調節して室の風量バランスを適性にする。		○	
	制御用機器やバルブ、ダンパー等の作動チェックを行う。		○	メンテナンス
	自動制御装置が不十分の設備では、手動調節をこまめに行う。		○	
	局部的な過冷、過熱を防ぐため、ダクトのダンパーや給気口を調節し風量調整を行う。		○	
	必要外気量を管理し、必要最小量の外気量取入れを行う。		◎	
	予冷・予熱時の外気取り入れ停止する。		◎	
	予冷・予熱時間は外気との温度差によって調整する。		○	
	夏期、朝の外気温が低い時は、外気取り入れによる予冷を行う。		○	
	空調機、ファンコイルのフィルターを清浄する。		◎	メンテナンス
	シーズン前後のサーモスタット設定値を変更する。		○	
	ファンコイルユニットは、小負荷時にはファンを止める。		○	
	露点温度制御をしている場合は露点温度を高く設定する。		○	
	ダクトの洩れを点検し修理する。		○	
	エネルギー条件(エネルギー価格、需要パターン、性能劣化など)に応じて機器の最適運用を行う。		◎	
	機械室、駐車場等の換気用給・排気量の調整を行う。		◎	
	機械室、駐車場等の換気用送風機の運転時間を短縮する。		◎	
	換気回数のチェック、ビル管法に基づく(建設時は駐車場法・建築基準法等に基づく設定)必要最小量の設定を行う。		◎	
照明・電気設備	灯具の清掃、古いランプの取替えを行う。		◎	
	室内表面を清掃して照明効率を向上させる。		○	
	自動点滅センサーの動作チェックを行う。		○	メンテナンス
	不使用変圧器の遮断を行う。		○	
	変圧器に切替装置がある場合は負荷を切り替えて変圧器台数を減らす。		○	
建築関連	受変電室の室内温度を見直す。		○	
	冷房時に日射がある場合は、ブラインド類を閉じる。		◎	
	冷房時は、夜間はブラインド類を開いて、屋外への放熱をはかる。		○	
	暖房時は、夜間熱放散を防ぐためブラインド類を閉じる。		○	
	エレベータかご内の照明・ファン等は使用しない時は切る		○	

出展：省エネルギー診断技術ハンドブック ビル編平成16年版（財団法人省エネルギーセンター）を参考に作成

備考：チェック欄の評価は実施した場合は「○」、該当しない場合は「-」とする。